

## 建築士事務所の処分等の基準

### 1 趣旨

本基準は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく監督処分（以下「処分」という。）を行う場合の基準を定めることにより、建築士事務所の行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、業務の適正を確保することを目的とする。

### 2 用語

本基準における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 「登録取消」とは、法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき行う登録の取消しをいう。
- (2) 「閉鎖」とは、法第 26 条第 2 項の規定に基づき行う建築士事務所の閉鎖命令をいう。
- (3) 「戒告」とは、法第 26 条第 2 項の規定に基づき行う戒告をいう。
- (4) 「文書注意」とは、法第 26 条第 2 項の規定に基づく処分を行うに至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。

### 3 処分等の基本方針

建築士事務所の業務の適正を確保するため、建築士事務所の開設者等が、法第 26 条第 1 項又は第 2 項に規定する処分事由に該当するときは、迅速かつ厳正に処分又は文書注意（以下「処分等」という。）を行うものとする。

### 4 処分等の基準

#### (1) 一般的基準

処分等の内容は、表 1 「基準表」の基準により決定するものとする。

#### (2) 過去に処分等を受けている場合の取扱い

過去に処分等（文書注意にあつては、2 年を経過しないものに限る。）の履歴のある建築士事務所開設者に対する処分等の内容は、表 2 「過去に処分等を受けている場合の基準表」の基準に従って決定するものとする。

### 5 その他

#### (1) 処分等の保留

司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合、処分事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分等の内容の決定に当たって当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合その他処分等の内容を決定できない事情がある場合には、必要な間、処分等を保留することができるものとする。

**(2) 処分事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱い**

処分事由に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、何ら処分事由に該当する行為を行わず、法令遵守の上、建築士事務所として適正に業務を行っている場合は、処分を軽減し、又は処分等を行わないことができる。ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような特別な事情のある場合において、当該行為の発覚から5年以内であるときは、この限りでない。なお、(1)により処分等の保留をした場合においては、当該保留に係る期間については考慮しないものとする。

**6 施行期日**

**(20 都市建建第 671 号)**

この基準は、平成20年10月2日から施行する。

**(27 都市建企第 301 号)**

この基準は、平成27年6月25日から施行する。

表 1

## 基準表

処 分 事 由					処分等の内容
根拠法令	行為者	行為	関係条文		
法第26条 第1項	第1号	開設者	虚偽又は不正の事実に基づく登録	第23条の3第1項	登録取消
	第2号	開設者	絶対的登録拒否事由に該当	第23条の4第1項	
	第3号	開設者	廃業等の届出のけたい	第23条の7	
法第26条 第2項	第1号	開設者	延べ面積300㎡を超える建築物に係る書面による契約義務違反	第22条の3の3	文書注意、 戒告又は閉鎖1月
			再委託の制限違反	第24条の3	
			帳簿の備付け等及び図書の保存義務違反	第24条の4	
			標識の掲示義務違反	第24条の5	
			書類の閲覧義務違反	第24条の6	
			重要事項の説明等義務違反	第24条の7	
			書面の交付義務違反	第24条の8	
			名義貸しの禁止違反	第24条の2	閉鎖3月
	第2号	開設者	相対的登録拒否事由に該当	第23条の4第2項	戒告、閉鎖又は登録取消
	第3号	開設者	変更の届出のけたい又は虚偽の届出	第23条の5第1項、 第2項	文書注意又は戒告又は 閉鎖1月
	第4号	管理建築士	管理建築士が懲戒処分を受けたとき。	第10条第1項	文書注意、戒告、閉鎖 又は登録取消
	第5号	所属建築士	所属建築士が懲戒処分を受けたとき。	第10条第1項	文書注意、戒告又は閉鎖
	第6号	管理建築士	管理建築士である2級建築士又は木造建築士が免許の範囲を逸脱して設計又は工事監理を行ったとき。	第3条第1項 第3条の2第1項 第3条の2第3項	戒告又は閉鎖
第7号	所属建築士	所属建築士である2級建築士又は木造建築士が免許の範囲を逸脱して設計又は工事監理を行ったとき。	第3条第1項 第3条の2第1項 第3条の2第3項	戒告又は閉鎖	
第8号	建築事務所に属する建築士でないもの	所属する無資格者が建築士の資格が必要な設計又は工事監理を行ったとき。	第3条第1項 第3条の2第1項 第3条の3第1項 第3条の2第3項 第3条の3第2項	戒告又は閉鎖	
第9号	開設者又は管理建築士	閉鎖命令違反	第26条第2項	登録の取消	
	開設者又は管理建築士	報告又は検査の忌避	第26条の2第1項	戒告又は閉鎖	
第10号	開設者	上記以外の業務に関する不正な行為		文書注意、戒告、 閉鎖又は登録取消	

## 備考

- 1 2以上の処分事由に該当する行為があった場合、最も処分等の程度が重いと考えられる行為につき相当である処分等を適宜加重して処分を行うこととする（例えば、文書注意の場合は戒告とし、戒告の場合は閉鎖とし、閉鎖の場合は閉鎖期間の延長又は登録取消とする等）。
- 2 処分事由に該当する行為について、行為者の意識や是正対応、社会的影響等の個別事情を勘案し、処分等を適宜加重又は軽減することができるものとする。
- 3 違反の結果が重大であるとき（違反により、建築物の倒壊、破損が生じた場合又は人の死傷が生じた場合）は、適宜加重して処分を行うものとする。
- 4 処分事由が法第26条第2項第4号及び第5号に該当する場合は、建築士に対して行われた懲戒処分の内容、懲戒処分に係る行為の建築士事務所の業務における位置付け等を勘案して処分等を決定するものとする。

表 2

過去に処分等を受けている場合の基準表

処分事由	処分等の基準
1 表 1 の基準により文書注意が相当であるとき。 (1)過去に一度処分等を受けているとき。 (2)過去に二度以上処分等を受けているとき。	戒告 閉鎖
2 表 1 の基準により戒告が相当であるとき。 (1)過去に一度処分等を受けているとき。 (2)過去に二度以上処分等を受けているとき。	3 月以内の閉鎖 3 月以上 1 年以内の閉鎖又は登録取消
3 表 1 の基準により閉鎖が相当であるとき。	相当である閉鎖期間に 3 月以上の期間を加えた期間の閉鎖又は登録取消